

# 令和3年度 沖縄県振興審議会

## 第3回総合部会 議事要旨

日時：令和3年8月24日(火) 14:00～16:45

場所：沖縄県市町村自治会館第5・第6会議室

### 議事1 第1・第2回総合部会意見への対応方針について

### 議事2 調査審議（基地問題の解決と米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決）

- 84頁7行目の戦没者遺骨収集について、収集に尽力している方々が安心して活動に取り組めるよう、調査中及び調査計画中というような地域の土地の保護を図るなどの記載を盛り込む必要がないか。
- 83頁8行目の基地問題に対する「民間有識者による知的対話」や「新たな視点の議論」について、具体的な内容を記載してはどうか。
- 176頁19行目の「銃剣とブルドーザーで住民を追い出し」という表現は行政文書として過激なため、「土地の強制接収を行い」という文言に修正してはどうか。
- 82頁4行目の米軍基地から派生する事件・事故の防止について、事件・事故の防止策のみではなく、事件・事故があった際の被害者や遺族に対する十分な補償についても記載すべきではないか。施策名についても、「事件・事故の防止」ではなく、「事件・事故に対する対応」とすべきではないか。
- 82頁10行目の米軍の演習に伴う事故等については、速やかな情報共有や基地内への立ち入り等の確保を日米両政府に求めるとあるが、立ち入りして調査することが従来実施できていないため、「調査」という文言を加えてはどうか。
- 82頁24行目の米軍活動に起因する環境汚染への対応について、従来、必要な調査はできたとしても、速やかな調査はできていなかったという経緯を踏まえ、「必要かつ速やかな調査」と記載してはどうか。
- 83頁6行目、日米地位協定の見直しについて、「見直し」ではなく、「改定」あるいは「抜本的な見直し」等表現を強めるべきではないか。
- 米軍の演習等に関する事件・事故数という成果指標は、演習だけに限定せ

ずに米軍基地から派生する事件・事故とすべきであり、県の対応件数としてはどうか。

- 83 頁 27 行目の所有者不明土地問題について、「法制上の措置及び財政措置の取組を」の後に、「不動産関連専門家及び関係機関と連携しながら」などの記載を盛り込んではどうか。
- 第 4 章基本施策において戦後処理問題を記載しているが、跡地利用についても基地問題から派生している問題であることから戦後処理の 1 つと捉え、残された戦後処理問題の解決の項目に跡地利用の推進の記載を盛り込んではどうか。

### 議事 3 調査審議（駐留軍用地跡地の有効活用）

- 178 頁 16 行目に記載のある北部の演習林跡地について、やんばるの森が世界自然遺産に登録された点にも触れ、「持続可能性に配慮した」、「生態系」など自然環境の持続可能性につながるような表現にしてはどうか。
- 179 頁の跡地利用推進法について、現行法が時限立法であると分かりづらいため、それを明記した上で継続の必要性を記載すべきではないか。
- 180 頁 17 行目の立入り調査について、日米地位協定の中で定められている基地返還前の土壌汚染の調査期間 150 日間では不十分であることから、「十分な調査期間を取り、」という文言を追記してはどうか。
- 181 頁 12 行目にある返還予定の普天間飛行場跡地について、平和希求のシンボルは何を想定しているのか。沖縄戦跡国定公園を中心とした南部地域においても平和発信地域を形成するとあり、平和希求のシンボルとなる地域が複数箇所あると発信力も分散されるのではないか。
- 181 頁 13 行目、17 行目において「体系的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入」という文章が重複しているため、文章構成を整えてはどうか。
- 沖縄は海を隔てていることで隣接の県から支援等々が容易ではないため、完結的な危機管理体制とすべきであることから、182 頁 7 行目、「沖縄健康医療拠点の形成に取り組む。」の後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組む」という内容を盛り込んではどうか。
- 駐留軍用地跡地の有効利用に際し、中南部圏域を一体と捉えた具体的なマスタープランを掲げることが必要ではないか。都市計画の枠組みを含め、グ

ランドデザインを考慮した記載が必要ではないか。

- 177 頁 7 行目、「本県の振興を進める上で大きな障害」とあるが、発展させるだけでなく、現在の県民の安心・安全な暮らしに資するため「公共の福祉」という観点を盛り込んではどうか。また、179 頁 31 行目についても、同様に公共の福祉の表現を盛り込んではどうか。
- 返還地の再開発は自治体の財政状況では厳しいため、179 頁 12 行目に国への財政支援を求める記載が必要ではないか。
- 駐留軍用地跡地利用の具体的な推進の観点から、179 頁 18 行目の基地返還の立ち入り調査について、返還合意後、「少なくとも 3 年前から」という時間軸を設け、より踏み込んだ記載にしてはどうか。
- 178 頁 29 行目の急激な土地開発について、「基地の建設によって歪な都市形成をせざるを得なかった」という背景を加筆してはどうか。
- 181 頁 15 行目の普天間飛行場跡地について、市民の福祉、生活のために使われる空間であることから観光に特化した記載ではなく、「持続可能な発展」など広い意味の文言に修正してはどうか。
- 186 頁 4 行目の跡地利用推進法の記述の中で、国が立ち入り調査をあっせんとする。日米地位協定にも関わることであるが、もっと踏み込んだ積極的な表現に変更できないか。
- 181 頁 7 行目、198 頁 10 行目の「価値創造型のまちづくり」について、価値の定義が曖昧であることから、方向性を定義するか表現を変更してはどうか。
- 駐留軍用地跡地利用については、現行計画と本計画で横断する課題であるため、固有課題で記載するだけでなく、第 4 章基本施策にも位置づけるべきではないか。
- 178 頁 33 行目の「本県の自立的な発展につながるもの」という記載に、自立的であることと同時に持続可能に発展するという、「持続可能」という表現を加筆してはどうか。
- 駐留軍用地跡地利用について、県としてランドデザインを描くにあたり、地元の自治体との合意形成が重要であるため、「当該自治体との調整」などの記載が必要ではないか。
- 180 頁 28 行目にある駐留軍用地跡地全体における土地利用の基本方針の中で、住宅地や商業地の記載はあるが、工業用地として利用も考慮した表現も

必要ではないか。

#### 議事 4 調査審議（県土のグランドデザインと圏域別展開）

- 本県のソフトパワーとして伝統文化の継承と自然環境の保全が両輪となっているため、189 頁 4 行目以降に北部の世界自然遺産についても加筆してはどうか。
- 190 頁 8 行目の中城湾港について、周辺地域に集積する製造業等の利便性を向上させる産業支援港という表現を記載してはどうか。
- 193 頁 30 行目の中城湾港新港等について、港湾・空港がつながることで、那覇港と中城湾港の交通アクセスが非常に良くなり双方の産業集積が望めるといふことであれば、那覇港との連携、役割分担を踏まえつつという記載を加筆してはどうか。
- 198 頁 29 行目のやんばるの森について、世界遺産を追記してはどうか。
- 207 頁 34 行目「本圏域が持つ多様で国際色豊かな文化」がチャンプルー文化を指すのであれば、「本圏域が持つ多様で国際色豊かなチャンプルー文化」としてはどうか。
- 215 頁 21 行目の高度な都市機能とは具体的に何か。不明確な表現であるので修正してはどうか。
- 224 頁 3 行目、「富裕層をターゲットとした観光地の形成を推進する」の段落は【主な特性と課題】ではなく、【展開の基本方向】に記載すべきではないか。
- 231 頁 5 行目の「健康・長寿のイメージが強い本県」とあるが、沖縄県の現状として、健康・長寿のイメージが薄れているため、農畜産物のブランド力を高めアジアへ販路拡大するという記載にしてはどうか。

以上